

近畿共済安全通信

令和6年11月1日道路交通法の改正により...

自転車のスマホ・酒気帯びが 罰則強化されました



運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。(※停止中の操作は対象外)

違反者は
6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役または30万円以下の罰金



酒気帯び運転およびほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗、自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者・自転車の提供者は
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は
2年以下の懲役または30万円以下の罰金

電動キックボードもながらスマホ、
酒気帯び運転厳禁です！



交通ルールを遵守しましょう！

2025年3月13日(木)13:30より グランドメルキュール奈良橿原にて
奈良地域事故防止セミナーを開催します。ぜひお越しください(^^)／